

平成26年度 射水市保育料徴収基準額表

参考

階層区分	入園児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
			3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0
第2	前年度分の市民税非課税世帯		5,000	3,000
第3-1	第1階層を除き 前年分の所得税 非課税世帯	前年度分の市民税のうち均等割額のみ在世帯	10,000	8,000
第3-2		前年度分の市民税のうち所得割額が5,000円未満である世帯	12,000	10,000
第3-3		前年度分の市民税のうち所得割額が5,000円以上である世帯	14,000	11,000
第4-1		前年分の所得税額が9,000円未満である世帯	17,000	14,000
第4-2	第1階層を除き 前年分の所得税 課税世帯	前年分の所得税額が9,000円以上25,000円未満である世帯	18,000	15,000
第4-3		前年分の所得税額が25,000円以上40,000円未満である世帯	23,000	19,000
第5-1		前年分の所得税額が40,000円以上55,000円未満である世帯	26,000	21,000
第5-2		前年分の所得税額が55,000円以上70,000円未満である世帯	28,000	22,000
第5-3		前年分の所得税額が70,000円以上85,000円未満である世帯	30,000	23,000
第5-4		前年分の所得税額が85,000円以上103,000円未満である世帯	32,000	24,000
第6-1		前年分の所得税額が103,000円以上133,000円未満である世帯	34,000	26,000
第6-2		前年分の所得税額が133,000円以上413,000円未満である世帯	36,000	28,000
第7		前年分の所得税額が413,000円以上734,000円未満である世帯	38,000	30,000
第8		前年分の所得税額が734,000円以上である世帯	40,000	32,000

備考

- 1 階層区分は、入園児童と生計を同一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の税額を合算した額で決定する。
- 2 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第266号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 この表において「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 4 この表において「3歳未満児」とは、保育の実施を受けた日の属する年度の初日において3歳に満たない児童をいい、その年度の初日以後において3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 5 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障がい児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、最も年齢の高い児童の保育料は、この表に定める額とし、次に年齢の高い児童の保育料は、この表に定める額の2分の1の額とし、それ以外の児童の保育料は、無料とする。
- 6 生計を同一にする世帯に現に3人以上の子がいる場合において、第3子以降の児童(同一戸籍において、戸籍法(昭和22年法律第224号)第14条第1項に規定する子として記載されている者のうち、出生の順が第3位以降のもの(養子縁組、死亡等により除籍された者を除く。)をいう。)が入園しているときは、当該児童の保育料は、扶養義務者からの申請により、当該申請年度における保育実施期間の最初の月の保育料から同一年度内におけるその後の各月の保育料を無料とする。ただし、市長が必要と認めるときは、扶養義務者と同一の住民基本台帳に記載されている子を当該出生順位に加えることができるものとする。
- 7 児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該世帯が2階層に属するときは、保育料を無料とする。
 - (1) ひとり親家庭等医療費受給世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児又は在宅障がい者有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等生活に困窮していると特に市長が認めた世帯